

認定証

滋賀県甲賀市水口町新町二丁目四番六号

株式会社 S C C

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間

平成二八年五月一九日から
平成三三年五月一八日まで

滋賀県公安委員会

